

# ICT技術の活用や人材確保の 取組みに必要な経費を補助します！



(令和8年度 愛媛県地域の守り手力強化事業)



## 補助の概要

※いずれも補助率は、対象経費の1/2以内



### (i) ICT施工推進(生産性向上)への取組みに関する事業

(例) 自動追尾型トータルステーション、マシンガイダンス・マシンコントロールシステム、  
転圧管理システムの導入費用 など

(注) 技術関係職員(技術者・技能労働者等)の処遇向上を行うことが条件です。

◇ 補助限度額は**200万円**です！

### (ii) 人材確保(求人活動)への取組みに関する事業

(例) 採用HPの開設・改修、自社のPR動画制作、求人広告(Web・TV・雑誌)の費用  
・ 求人・採用活動[給与・勤務体系を含めた求人・採用計画の見直し(それに伴う  
就業規則等の変更を含む)]のためのコンサルティング費 など

(注) **新たな活動が補助対象**です。※申請者が既に行っている活動(の継続)は対象外です。

◇ 補助限度額は**100万円**です！

### (iii) 多様な人材の確保への取組みに関する事業

★★New★★

(例) 生産性向上への取組み(工事現場に設置するものを除く)  
(ICTを活用した勤怠管理や会計管理システム等の導入費用など)  
・ 外国人材の雇用・職場定着への取組み  
(資格取得や日本語習得のための講習会への参加に伴う宿泊費及び交通費  
既存の会社PR動画の翻訳費用、外国人向け社内マニュアル作成費用など)  
・ 職場環境の整備(工事現場に設置するものを除く)  
(女性専用施設(更衣室等)、快適トイレ、キッズルームの整備費用など)

(注) 技術関係職員(技術者・技能労働者等)の処遇向上を行うことが条件です。

◇ 補助限度額は**50万円(施設整備費用は200万円)**です！

《処遇向上の例》 ※法令上の基準を満たしていないもの(違法状態)を是正する取組みは対象外です。

○ 給与の引上げ(資格手当、家族手当等の手当の新設・拡充を含む。)

○ 休暇の増加(永年勤続休暇、ボランティア休暇等の特別休暇を含む。)

○ 雇用形態の改善(日給制から完全月給制、非正規から正規への転換など)

○ 福利厚生(社員寮・借上社宅、家賃補助制度・住宅手当、人間ドックや余暇活動への助成制度など)の拡充

○ 対象となる事業者は、(一社)愛媛県建設業協会(愛媛県との「大規模災害時における  
応急対策業務に関する協定」の締結先)に所属し、愛媛県建設工事入札参加資格を  
有する中小企業者です。

○ 募集期間 一次募集: 令和8年4月1日(水)~30日(木)

二次募集: 令和8年5月1日(金)~29日(金)

○ 応募に係る手続や提出書類等は、愛媛県のHPをご覧ください。

【お問合せ先】愛媛県 土木管理課 契約・建設業グループ (TEL:089-912-2643)



(愛媛県HP)

# 令和8年度 愛媛県地域の守り手力強化事業の募集概要

## ◎ 募集期間及び提出先

①募集期間：一次募集 令和8年4月1日（水）～4月30日（木）

二次募集 令和8年5月1日（金）～5月29日（金）

②提出先：〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県 土木部 土木管理局 土木管理課 契約・建設業グループ



## ◎ 補助対象経費、補助率及び補助限度額

事業区分	対象経費	補助率	補助限度額
(i) ICT施工推進への取組みに関する事業	①生産性向上機器導入費 ②計画支援費 ③研究開発費 ④操作研修費	1/2 以内	200 万円
(ii) 人材確保(求人活動)への取組みに関する事業	①人材確保・養成費 ②計画支援費		100 万円
(iii) 多様な人材の確保への取組みに関する事業	①人材確保・養成費 ②施設整備費		50 万円 〔施設整備費は200万円〕

※補助金交付決定日から令和9年2月28日までに支出される経費が対象

※詳細は『令和8年度愛媛県地域の守り手力強化事業募集要項』をご確認ください。

## ◎ 提出書類

- ①補助事業実施要望書〔様式〕
- ②事実関係付随資料〔見積書、パンフレット等の事業内容が理解できるための資料〕
- ③会社案内又は商業登記簿謄本（写）
- ④県税及び地方法人特別税の未納の税額がない証明
- ⑤副本5部（上記①～③の写し）

・実施要望書の様式及び記載例は、愛媛県のホームページ

<https://www.pref.ehime.jp/page/52159.html> からダウンロードできます。

（トップページ＞組織でさがす＞土木部 土木管理局＞土木管理課＞魅力あふれる建設産業支援＞令和8年度愛媛県地域の守り手力強化事業の募集について に掲載）

## ◎ 補助対象事業者の採択方法

- ・補助対象事業者の採択は、外部専門家を含めた審査会での審査を経て決定します。  
※先着順ではありません。
- ・審査会は、提出いただいた事業計画書等に基づき、書類審査により実施します。
- ・補助件数は30件程度（予算の範囲内）です。

